

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

ページ

告 示

○家畜伝染病検査の命令（2件）……………（畜産振興課）	65
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理）	68
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（漁業管理課）	68
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	68
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	69
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	69
○都市計画事業の認可……………（都市環境課）	69

公 告

○北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合の平成20年度決算の要旨 ……………（市町村課）	69
道教育庁網走教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	74

告 示

北海道告示第464号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成21年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実施の目的
牛のヨーネ病の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市町村名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
音 更 町 平成21年8月3日から12月18日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく当該疾病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法

- （1）検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- （2）検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第465号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該みつばちの所有者に対し、当該みつばちについて、腐蛆病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成21年6月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実施の目的
腐蛆病の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市町村名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

札幌市	平成21年8月12日から9月11日まで
江別市	同
千歳市	同
恵庭市	同
北広島市	同
石狩市	同
当別町	同
新篠津村	同
松前町	平成21年8月3日から9月18日まで
福島町	同
知内町	同
木古内町	同
北斗市	同
七飯町	同
鹿部町	同
森 町	同

八 雲 町 平成21年 8 月 3 日から 9 月18日まで
 長 万 部 町 同
 函 館 市 同
 セ た な 町 平成21年 8 月 3 日から 9 月30日まで
 今 金 町 同
 島 牧 村 平成21年 8 月10日から 9 月18日まで
 寿 都 町 同
 蘭 越 町 同
 ニ セ コ 町 同
 喜 茂 別 町 同
 泊 村 同
 倶 知 安 町 同
 余 市 町 同
 小 樽 市 同
 岩 見 沢 市 平成21年 8 月17日から 9 月18日まで
 南 幌 町 同
 由 仁 町 同
 長 沼 町 同
 栗 山 町 同
 月 形 町 同
 三 笠 市 同
 夕 張 市 同
 美 唄 市 同
 奈 井 江 町 同
 浦 臼 町 同
 新 十 津 川 町 同
 滝 川 市 同
 赤 平 市 同
 砂 川 市 同
 芦 別 市 同
 上 砂 川 町 同
 歌 志 内 市 同
 妹 背 牛 町 同
 秩 父 別 町 同
 雨 竜 町 同

北 竜 町 同
 沼 田 町 同
 幌 加 内 町 同
 深 川 市 同
 旭 川 市 平成21年 8 月 3 日から 9 月18日まで
 鷹 栖 町 同
 東 神 楽 町 同
 当 麻 町 同
 比 布 町 同
 愛 別 町 同
 上 川 町 同
 東 川 町 同
 美 瑛 町 同
 士 別 市 同
 名 寄 市 同
 和 寒 町 同
 剣 淵 町 同
 下 川 町 同
 美 深 町 同
 音 威 子 府 村 同
 中 川 町 同
 富 良 野 市 同
 上 富 良 野 町 同
 中 富 良 野 町 同
 南 富 良 野 町 同
 占 冠 村 同
 増 毛 町 平成21年 8 月17日から 9 月18日まで
 苫 前 町 同
 羽 幌 町 同
 遠 別 町 同
 幌 延 町 同
 稚 内 市 平成21年 8 月 3 日から 9 月18日まで
 猿 払 村 同
 浜 頓 別 町 同
 中 頓 別 町 同

枝	幸	町	平成21年 8 月 3 日から 9 月18日まで
豊	富	町	同
美	幌	町	平成21年 8 月 3 日から 9 月11日まで
津	別	町	同
斜	里	町	同
清	里	町	同
小	清 水	町	同
訓	子 府	町	同
置	戸	町	同
佐	呂 間	町	同
遠	軽	町	同
上	湧 別	町	同
湧	別	町	同
滝	上	町	同
興	部	町	同
西	興 部	村	同
雄	武	町	同
北	見	市	同
網	走	市	同
紋	別	市	同
大	空	町	同
豊	浦	町	平成21年 7 月13日から 9 月18日まで
洞	爺 湖	町	同
壮	瞥	町	同
安	平	町	同
厚	真	町	同
む	か わ	町	同
伊	達	市	同
登	別	市	同
苦	小 牧	市	同
日	高	町	平成21年 8 月10日から 9 月 4 日まで
平	取	町	同
新	冠	町	同
浦	河	町	同
様	似	町	同

新	ひ だ か	町	同
音	更	町	平成21年 8 月10日から 9 月18日まで
士	幌	町	同
上	士 幌	町	同
鹿	追	町	同
新	得	町	同
清	水	町	同
中	札 内	村	同
茅	室	町	同
更	別	村	同
大	樹	町	同
広	尾	町	同
幕	別	町	同
池	田	町	同
豊	頃	町	同
本	別	町	同
足	寄	町	同
陸	別	町	同
浦	幌	町	同
帯	広	市	同
釧	路	町	平成21年 8 月10日から 9 月18日まで
厚	岸	町	同
浜	中	町	同
標	茶	町	同
弟	子 屈	町	同
鶴	居	村	同
白	糠	町	同
釧	路	市	同
根	室	市	平成21年 8 月 3 日から 9 月18日まで
別	海	町	同
中	標 津	町	同
標	津	町	同
羅	白	町	同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- (2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成10年10月22日10畜A第1937号農林水産省畜産局長通知）の方法による。

北海道告示第466号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年 6 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ			完了年月日
地 区 名	事 業 の 種 類		
渡 島 大 野	地域水田農業支援緊急整備 [緊急整備型]（暗きょ、区画整理）		平成20. 5.14
同	同（農業用排水）		同 20. 2.19
砂 原 中 央	一般農道整備 [半島基幹]		同 20. 9.18
熊 石	同		同 20. 9.30
斜 里 越 川	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（暗きょ排水、土層改良）		同 20.11.28
同	同（区画整理）		同 19.11.30
津別西部第2	同（農業用排水）		同 19.11.16
同	同（暗きょ）		同 19.11.30
同	同（土層改良）		同 20. 4.30
柏 丘	農免農道整備		同 20. 9.19
高 園	一般農道整備（畑地帯農道網）		同 20.11.27

北海道告示第467号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年 6 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
さけ稚魚 160,050,000尾
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成21年 3 月 2 日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会
(2) 住 所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
- 4 随意契約に係る契約金額

135,954,472円

- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第468号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年 6 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 稚 内 市 宗 谷 岬72の 1 ・ 72の 3 ・ 72の 5 ・ 72の 6 ・ 237の 3
(以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指 定 の 目 的 なだれの危険の防止
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 稚内市大字宗谷村字増幌743の 2 ・ 744 ・ 753の 1（以上 3 筆
について次の図に示す部分に限る。）、743の 3、753の 3
- (2) 指 定 の 目 的 魚つき
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第469号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員の種別	一般組合員(一般職)	一般組合員(特別職)	市町村長組合員	特定消防組合員	市町村長長期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合計
組合員数(人)	33,902	1,112	163	4,906	4	2	1,196	41,285

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第471号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成21年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- 3 事業施行期間
- 4 事業地
- 収用の部分

公 告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び同法施行規程第67条の2の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から、平成20年度の決算について登載依頼があった。

平成21年6月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道市町村職員共済組合公告
北海道市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、平成20年度決算の要旨を公告する。
平成21年6月10日

北海道市町村職員共済組合理事長 脇本 哲也

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
22	130	15	109	276

給 料 月 額（百万円）：長期	11,191	411	98	1,518	2	1	－	13,221
〃：短期	11,347	414	113	1,518	2	－	351	13,745
一人当たり給料月額（円）：長期	331,382	370,407	606,420	309,558	619,350	378,650	－	329,861
〃：短期	335,912	372,665	693,706	309,558	681,975	－	293,842	333,008

3 組合職員の数、次のとおりである。

（単位：人）

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	32	6	26	7	2	4	77

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

（単位：千円）

区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
（収 入）									
負 担 金	12,220,355	31,679,165		530,934	605,305				
掛 金	11,275,205	18,759,415			596,569				
施設収入・商品売上						1,980,136			416,747
基礎年金交付金									
利息及び配当金	9,222		1,092,376	10,183	6,691	18,887	1,028,334	137	13
そ の 他 収 入	2,484,644				25,241	88,184	12,761	933,951	63,717
他経理から繰入金				62,913		422,726			
前年度支払準備金	1,951,521								
前年度繰越長期給付積立金									
前期損益修正益						123	678		
計	27,940,946	50,438,580	1,092,376	604,030	1,233,807	2,510,056	1,041,773	934,089	480,477
（支 出）									
給 付 金	12,036,169								
役 職 員 給 与				302,991	39,838	379,399	57,096	16,772	41,839
旅 費 ・ 事 務 費				36,852	6,200	6,057	16,546	4,149	5,448
商 品 仕 入						66,450			416,747

飲 食 材 料 費						263,452			
委 託 費				41,223	18,700	200,056	648	5,244	830
支 払 利 息			1,092,347			5,241	482,527	762,246	99
連 合 会 払 込 金	344,431							82,192	
老 人 保 健 拠 出 金	434,621								
退 職 者 給 付 拠 出 金	1,547,794								
基礎年金拠出金負担金									
他 経 理 より 繰 入 金	62,913				422,726				
そ の 他 支 出	11,453,890	50,438,580		239,505	803,099	1,390,586	21,266	73,719	14,978
次 年 度 支 払 準 備 金	1,915,415								
次年度繰越長期給付積立金									
貸 倒 損 失						328			
前 期 損 益 修 正 損			29		1,605	23		26	
固 定 資 産 除 去 損						138			
計	27,795,233	50,438,580	1,092,376	620,571	1,292,168	2,311,729	578,083	944,348	479,942
差引当期利益（損失）金	134,488	0	0	△ 16,541	△ 58,361	198,327	463,690	△ 10,259	535
	11,225								

※短期の差引当期利益（損失）金欄は上欄は短期分、下欄は介護に係る差引当期利益（損失）金です。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(資 産)									
流 動 資 産	3,436,103	2,783,404	15,965,372	692,273	884,558	2,499,309	2,476,965	399,882	689,732
固 定 資 産			41,842,434	2,175	315	4,394,777	60,446,333	32,297,529	
計	3,436,103	2,783,404	57,807,806	694,448	884,874	6,894,086	62,923,298	32,697,412	689,732
(負 債)									
流 動 負 債	1,129,446	2,783,404		3,422	90,544	135,429	58,026,976	25,932	48,336
固 定 負 債	1,915,415		57,807,806	446,131	48,957	1,544,285	102,628	31,979,454	74,589
剰余金又は欠損金	391,242			244,895	745,373	5,214,372	4,793,695	692,026	566,807

計	3,436,103	2,783,404	57,807,806	694,448	884,874	6,894,086	62,923,298	32,697,412	689,732
---	-----------	-----------	------------	---------	---------	-----------	------------	------------	---------

北 海 道 都 市 職 員 共 済 組 合 公 告

北海道都市職員共済組合法第44条の規定に基づき、平成20年度決算の要旨を公告する。

平成21年 6 月 8 日

北海道都市職員共済組合理事長 山 田 勝 磨

1 組合に属する地方公務員等

市	一部事務組合等	合 計
12	9	21

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別		一 般 組 合 員	市 長 組 合 員	特 定 消 防 組 合 員	長 期 ・ 継 続 長 期 組 合 員	任 意 継 続 組 合 員	合 計
組 合 員 数 (人)		14,969	12	1,949	3	480	17,413
給 料 月 額 (百万円)	長 期	4,967	7	627	1		5,602
	短 期	5,003	10	627		153	5,793
1 人 当 た り 給 料 月 額 (円)	長 期	331,815	589,917	321,815	287,502		330,839
	短 期	334,254	794,758	321,815		319,928	332,784

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	計
人 員	20	7	27	8	6	68

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形
(収 入)									
負 担 金	5,037,202	14,348,070		144,273	320,900				
掛 金	4,776,429	7,967,215			320,819				
施設収入・商品売上						711,316			
連 合 会 交 付 金				72,979				32,305	
利 息 及 び 配 当 金	1,802		598,060	28,983	26,344	234,465	812,514	27,271	34
そ の 他 収 入	790,240			752	5,323	33,058		366,387	
他 経 理 か ら 繰 入 金				26,669		120,000			
前 年 度 支 払 準 備 金	827,219								

計	11,432,892	22,315,285	598,060	273,656	673,386	1,098,839	812,514	425,963	34
(支出)									
給付金	5,086,230								
役員給与				150,085	61,520	198,549	77,080	47,318	
旅費・事務費				23,364	895	2,585	4,786	576	
商品仕入						22,964			
飲食材料費						141,759			
委託費				46	3,983	164,454	4,005		
支払利息			598,060			22,605	420,602	331,356	
連合会払込金	145,673							36,403	
老人保健拠出金	75,269								
退職者給付拠出金	776,021								
前期高齢者納付金	1,948,041								
後期高齢者支援金	1,453,407								
病床転換支援金	943								
介護納付金	755,278								
負担金払込金		14,348,070							
掛金払込金		7,967,215							
事務費負担金払込金				64,080					
他経理へ繰入金	26,669				120,000				
その他の支出	429,336			40,434	412,649	575,569	37,045	44,639	
次年度支払準備金	802,525								
計	11,499,392	22,315,285	598,060	278,009	599,047	1,128,485	543,518	460,292	0
差引当期利益金	△ 66,500	0	0	△ 4,353	74,339	△ 29,646	268,996	△ 34,329	34

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形
(資産)									
流動資産	1,221,502	1,182,864	8,046,304	489,412	359,931	1,348,186	3,294,762	279,131	9,838

固 定 資 産			24,924,737	428,606		2,384,980	30,638,527	13,466,907	
欠 損 金									
計	1,221,502	1,182,864	32,971,041	918,018	359,931	3,733,166	33,933,289	13,746,038	9,838
(負 債)									
流 動 負 債	474,854	1,182,864		6,792	18,963	49,606	30,820,058	575	
固 定 負 債	802,525		32,971,041	204,007	150,882	583,118	22,537	13,631,367	
剰 余 金	△ 55,877			707,219	190,086	3,100,442	3,090,694	114,096	9,838
計	1,221,502	1,182,864	32,971,041	918,018	359,931	3,733,166	33,933,289	13,746,038	9,838

道教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年6月23日

北海道教育庁網走教育局長 森 徳 男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 64台（高等学校普通科用）

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 33台（高等学校職業科用）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間

ア 平成21年9月1日から平成27年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

イ 平成21年9月1日から平成26年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納 入 期 限 平成21年9月1日（火）

(5) 納 入 場 所

ア 北海道佐呂間高等学校（39台）、北海道滝上高等学校（25台）

イ 北海道美幌農業高等学校（33台）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年6月23日から同年7月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁網走教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁網走教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階3号会議室

(送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北 7 条西 3 丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課)

(2) 入 札 日 時

ア 平成21年 8 月 3 日 (月) 午前10時

イ 平成21年 8 月 3 日 (月) 午前11時

(ア、イともに送付による場合は、平成21年 7 月31日 (金) までに必着のこと。)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の広告予定時期

(1) 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 116台

(2) 予 定 時 期 平成21年10月ころ

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4 に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メールで申し込むこと。

(メールアドレス:kudou.hitomi@pref.hokkaido.lg.jp)

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第 1 項の規定により定めた予定価格(1 月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1 月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北 7 条西 3 丁目
電話番号 0152-41-0750

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a Personal Computer 64 1 set

b Personal Computer 33 1 set

B. Bid tendering date and time :

a 10 : 00 A.M. August 3, 2009

b 11 : 00 A.M. August 3, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than July 31.)

C. Contact point of notice : Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Nishi 3, Kita 7, Abashiri, Hokkaido, 093-8619, Japan

Phone : 0152-41-0750

